

◎佐賀県条例第33号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>413,800円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもの(附則第11項において「年間の勤務時間数」とい</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>414,300円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>う。)で除して得た額とする。</p> <p>( 期末手当 )</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3まで及び附則第9項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第16条の5第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4及び附則第12項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第16条の5第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職</p>

改正前	改正後
<p>し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第9項第3号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び<u>附則第9項第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>次項及び附則第9項第4号</u>において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額の総</p>	<p>し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>次項において同じ。</u>)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)、12月に支給する場</u></p>

改正前	改正後
<p>額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～8 略</p> <p>9 <u>平成29年3月31日までの間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（人事委員会規則で定める者に限る。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) <u>給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.4を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.6を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第11項及び第12項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当</u></p>	<p><u>合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～8 略</p>

改正前	改正後
<p><u>該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。））</u></p> <p><u>(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.4を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）</u></p> <p><u>(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.4を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算</u></p>	

改正前	改正後
<p>した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)</p> <p>(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第17条の4第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第12項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職</p>	

改正前	改正後						
<p>員に支給される勤勉手当に係る第17条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)</p> <p>(5) <u>第16条の5第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>第16条の5第1項 前各号に定める額</u></p> <p>イ <u>第16条の5第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>第16条の5第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p>エ <u>第16条の5第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</u></p> <p>オ <u>第16条の5第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)</u></p> <p>カ <u>第16条の5第8項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)</u></p> <table border="1" data-bbox="226 1230 1077 1370"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 1235 752 1278">給料表</th> <th data-bbox="752 1235 1070 1278">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 1278 752 1326">行政職給料表</td> <td data-bbox="752 1278 1070 1326">6級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1326 752 1370">公安職給料表</td> <td data-bbox="752 1326 1070 1370">7級</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	行政職給料表	6級	公安職給料表	7級	
給料表	職務の級						
行政職給料表	6級						
公安職給料表	7級						

改正前		改正後
研究職給料表	5級	
医療職給料表(二)	6級	
医療職給料表(三)	6級	
<p>10 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p> <p>11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及び人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事委員会規則で定める手当の月額合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12 附則第9項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.26(特定幹部職員にあつては、100分の1.54)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定幹部職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>		

別表第4のアを次のように改める。



ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
20	313,300	390,200	445,600	511,600	

21	316,900	393,100	447,200	513,400
22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	327,600	400,700	454,300	519,000
25	331,100	402,900	456,300	520,700
26	333,900	405,200	458,600	522,500
27	336,500	407,400	460,800	524,300
28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100

46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	

71	472,300	525,200
72	473,000	526,100
73	473,400	526,900
74	474,000	527,800
75	474,700	528,700
76	475,400	529,400
77	475,800	530,200
78	476,400	531,100
79	477,000	532,000
80	477,500	532,900
81	478,100	533,700
82	478,600	534,600
83	479,100	535,500
84	479,600	536,400
85	480,000	537,200
86	480,600	538,100
87	481,000	539,000
88	481,500	539,900
89	482,000	540,700
90	482,600	
91	483,200	
92	483,600	
93	484,100	
94	484,700	
95	485,300	

	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

第2条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の45</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>

改正前	改正後
<p>( 特定幹部職員にあっては、100分の55 ) を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ~ 5 略</p>	<p>3 ~ 5 略</p>

( 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 )

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( 平成15年佐賀県条例第2号 ) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等 )</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( 以下「任期付職員条例」という。 ) 第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員 ( 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。 ) 」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( 以下「任期付職員条例」という。 ) 第7条の規定」と、学校職員給与</p>	<p>( 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等 )</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( <u>平成15年佐賀県条例第2号</u>。以下「任期付職員条例」という。 ) 第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員 ( 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。 ) 」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 ( <u>平成15年佐賀県条例第2号</u>。以下「任期付職員条例」という。 ) 第7</p>

改正前	改正後
<p>条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。 (<u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される任期付短時間勤務職員に関する読替え</u>)</p> <p>2 <u>任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第9項第1号又は学校職員給与条例附則第17項第1号の規定の適用については、県職員給与条例附則第9項第1号及び学校職員給与条例附則第17項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u></p>	<p>条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除	(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除

改正前	改正後
<p>外等) 第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>外等) 第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「100分の165」とする。</p>

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。



次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(<u>平成15年佐賀県条例第3号</u>。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

第6条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」</p>	<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」</p>

改正前	改正後
<p>と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（佐賀県職員給与条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第7条の3第1項及び別表第4のアの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第17条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(<u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え</u>)</p> <p>4 <u>育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第9項第1号、第3号及び第4号又は学校職員給与条例附則第17項第1号から第3号までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	
<p><u>県職員給与条例附則第9項第1号及び学校職員給与条例附則第17項第1号</u></p>	<p><u>号給の給料月額に</u></p>	<p><u>号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に</u></p>	
	<p><u>を減じた額</u></p>	<p><u>に算出率を乗じて得た額を減じた額</u></p>	
<p><u>県職員給与条例附則第9項第3号及び第4号</u></p>	<p><u>給料月額及び</u></p>	<p><u>給料月額を算出率で除して得た額及び</u></p>	

改正前			改正後
学校職員給与条例附則第17項第2号及び第3号	給料月額(	給料月額を算出率で除して得た額(	
県職員給与条例附則第9項第3号及び第4号並びに学校職員給与条例附則第17項第2号及び第3号	給料月額に	給料月額を算出率で除して得た額に	
	給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額	
<p>5 <u>第18条の規定による勤務をしている職員が県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条第1項中「第15条及び第16条」とあるのは、「第15条、第16条及び附則第4項」とする。</u></p>			
<p>6 <u>任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例附則第9項第1号又は学校職員給与条例附則第17項第1号の規定の適用については、県職員給与条例附則第9項第1号及び学校職員給与条例附則第17項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。</u></p>			
<p>7 <u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは「附則第11</u></p>			

改正前	改正後
<u>項」と、「第17条」とあるのは「附則第19項」とする。</u>	

( 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 )

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p>第4条 佐賀県職員給与条例附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第24条第3項及び第24条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「第16条」とあるのは「<u>附則第11項</u>」と、「<u>第17条</u>」とあるのは「<u>附則第19項</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

( 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正 )

第6条 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p><u>（県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する特例）</u></p> <p>2 県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>定の適用については、<u>県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例附則第11項中「第12条から第15条まで」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第3条」とし、学校職員給与条例附則第19項中「第13条から第16条まで」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第3条」とする。</u></p>	